

An **Anti**GangStalking Activity Site (**AGSAS**)

Letter of Accusation against the organized crime, as of February 13th, 2006

一部告訴内容につき、証拠資料の送付、及び必要な追加捜査、起訴のお願い

告訴日付：2005年10月5日、追記日付：2006年2月13日

本文書は、公開用文書です。以降、公開に伴い伏せ字にした箇所は、赤字で表記してあります。

東京地方検察庁
特別捜査部直告班 御中

告訴人：戸崎 貴裕 印

郵便番号：〒142-0053

住所：東京都 品川区 中延 1-1-1X **XXXX** 202号室

電話番号：090-**XXXX-XXXX**

被告訴人：添付の「別紙01：被告訴人等の名称対応表（第二版）」に実名等を記載

1. 【はじめに】

告訴人が、2005年10月5日に申請いたしました告訴内容のうち、被告訴人を特定するに足る資料があり、犯罪行為が行われた日時の特定、及び具体的な行為様態が特定されている実行行為についてのみ、必要とされる追加捜査、及び起訴をご考慮いただきたく、本書面にてお願い申し上げます。これは、東地特捜第938号等にてご指摘いただきましたとおり、2005年10月5日に申請いたしました告訴内容におきましては、犯罪としての立証が難しい行為が含まれているためです。つきましては、犯罪行為の立証ができると思われる3項目の罰状につき、本書面の2頁目より、新たな事実も含めまして再度告訴申請させていただきますとともに、証拠映像・音声記録、診断書の映像等の資料を同封させていただきます。尚、本書面は、2005年10月5日に告訴人の申請いたしました告訴を取り下げのものではありません。

2. 【経緯及び背景のご説明】

2005年4月14日、暴力により、告訴人が不法に逮捕・監禁され、H病院に強制移送され、精神障害者ではないにもかかわらず、提携会社A作成の「報告書」のみを根拠とし、全く診察のないまま入院が決定され、H病院の閉鎖病棟に72日間に渡って入院させられ、治療と称した投薬が行われました。その後、2005年8月6日、主治医であった精神科医Kによって、「精神障害とは認められない」旨の診断書が出されています。また、提携会社A作成の「報告書」は、告訴人に対して開示されておらず、作成依頼者も明かされていない、内容の真偽不明な密告書です。拉致、監禁の首謀者は告訴人の母であると、告訴人の母本人が認めています。一介の主婦が息子に嘘をつきながら息子の勤める会社の人事担当と連絡を取り、息子の主張の事実確認を行わず、自らの虚言により、「目に見えない集団に追われていると言っている」等と、ありもしない息子の「症状」をでっち上げ、息子と話もせず、拉致担当者を用意する等ということは、社会通念上異常な行為であり、さらには、告訴人の母の証言に嘘や矛盾が確認されていること、拉致実行者の身元を決して明かさぬ事、そして記録に残るその異常な言動等から、何者かによってマインドコントロールされている可能性が考えられます。告訴人は1989年より東京、告訴人の両親は元々宇都宮に住んでいますが、1998年頃には告訴人の両親の住む実家に脅迫電話が多数あり、宗教団体のパンフレットが送られてくるなどし、告訴人の両親が実家中の窓に侵入警報機を設置しはじめたのを覚えています。また、告訴人に対しましては、2005年8月から2005年1月17日まで交際をした女性Aによって、「社会的に抹殺することもできるのよ」「私には実績があることを覚えておくことね」「あなたは悪魔のスイッチを押したのよ」「プロに監視されたらプライベートなんて無いわよ」といった脅迫めいたことを言われ、その後、実際に見知らぬ不特定多数の人物により、映像記録に残る、生活妨害行為や嫌がらせ行為が行われ始めました。こういったこともあり、何らかの組織的な悪意によって、告訴人の両親へのマインドコントロールが行われ、告訴人に対する不法な逮捕・監禁、及び不法な強制入院が実行されたと考えられます。2005年3月には既に、被告訴人はその生活妨害行為等の証拠収集を始めており、被告訴人に対する不法な拉致・監禁、及び不法な強制入院は、告訴人に対して精神障害というレッテルを貼り、口封じする目的により行われた行為であると考えられます。本告訴の背景としての、不特定多数による生活妨害や嫌がらせ行為は、同様の手口の組織的な行為として、告訴人の元に直接ご連絡を頂きましただけでも、全国で70名以上の方より現在進行形での被害報告がなされており、その組織的な行為の隠滅目的として、被害者に精神障害のレッテルを貼る事例が多く報告されております事を、ご考慮いただければと存じます。

こういった経緯及び背景を差し引きましても、告訴人に対し不法な逮捕・監禁、全く診察の無いままの不法な強制入院が行われたことは立証できます。2005年10月5日の告訴の申請では、生活妨害行為等に関する告訴も含まれておりましたが、今回の申請では、犯罪行為の立証ができると思われる3つの罰状(次頁より)につき、必要とされる追加捜査、及び起訴をご考慮いただきたく、告訴の申請をさせていただくとともに、証拠映像、音声等のデータを同封させていただきます。

3. 【以下の告訴内容につき、必要とされる追加捜査、及び起訴のお願い：被告訴人を特定するに足る資料があり、犯罪行為が行われた日時 の特定、及び具体的な行為様態が特定されている実行行為に対する罰状】

1. 逮捕及び監禁罪(刑220条)

2005年4月14日、午前10時32分頃、告訴人の両親及び身元不明の4人の男性が、告訴人の母だけが訪ねて来た事を装い、告訴人の同意なく、告訴人の借りているマンションの部屋(品川区 中延 1-1-1X XXXX 202号室)の鍵を告訴人に無断で開け、チェーンキーを切断し、住居侵入を行い、告訴人の意志に反し、告訴人を羽交い絞めにし、告訴人の自由を奪い、告訴人を部屋から引きずり出し、告訴人をマンションの2階より1階まで階段を引きずり下ろし、1人の男性が声の出せないように告訴人の首を絞め、マンション(品川区 中延 1-1-1X)前に路上駐車してあった黒のワンボックスカーに告訴人を監禁しました。この間、告訴人の父親は含み笑いをしており、その他人事のような音声が記録されています。監禁直後、身元不明の4人の男性のうちの一人在運転し、2人の男性が中央座席で告訴人の両側を固め、告訴人の父親は助手席、1人の男性及び告訴人の母親が最後尾座席に座り、告訴人が周囲を固められた状況で、自宅マンションよりH病院まで走行しました。彼らはH病院正面入り口に車を乗り付け、H病院内でも、3人の男性が、告訴人の周りを固めていました。従いまして、告訴人の両親、及び身元不明の4人の男性を、逮捕及び監禁罪の実行共同正犯として告訴いたします。本実行行為に関しましては、逮捕行為時の映像・音声の記録がございますので、被告訴人である身元不明の男性4名の特定、及び行為容態の特定に足る資料として、提出させていただきます。実行行為日付は、同封のCD-ROM内に収められています入院書類から明らかであり、実行行為時刻は、映像・音声の記録時の、デジタルカメラ及びICレコーダーの時刻記録によるものです。

2005年8月6日、主治医であった精神科医Kによって、「病気とは認められない」旨の診断書が出されていること、本実行行為以前に告訴人に対する診察が全く行われていないこと、2005年4月14日より現在まで、入院の必要性が説明できていないこと、本実行行為以前より告訴人の言動が落ち着いていたこと、東京都衛生局医療福祉部精神保健福祉課担当者様へ確認をさせていただきましたところ、移送先のH病院が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の指定病院ではないこと、及び本実行行為に対する東京都知事の承認が得られていないことも判明しており、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、第34条(医療保護入院等のための移送)の適用は全くされておらず、明らかな逮捕及び監禁罪に値する実行行為です。また、告訴人の母でさえ事実確認を行わず、自らの虚言により、「目に見えない集団に追われていると言っている」等と、ありもしない告訴人の「症状」をでっち上げるなどの行為を行い、また、2005年4月14日当日は、告訴人が告訴人の借りているマンションの部屋の中に居る事を知りえないはずにもかかわらず、告訴人の母だけが訪ねて来た事を装い、執拗に、約30分渡り呼び鈴を鳴らし、ドアを叩き、騒ぎ立てたことから、告訴人が前日より部屋から出ていないことを確認した上でなければ出来ない行為であり、本件が、告訴人に対して精神障害というレッテルを貼ることによる、告訴人の口封じを目的として行われた計画的犯行である事は明らかです。さらに、行為様態は人権を完全に無視した「拉致・監禁」であり、告訴人の落ち着いた会話を全く無視し、理屈の通らないまま逮捕監禁行為に及んでいることから、本実行行為の主体である被告訴人6人におきましては、その有責性は明らかです。従いまして、違法性、計画性、及び有責性を伴う、極めて重く罰せられて当然の行為です。

上記実行行為時の映像・音声、及び関連する映像・音声を以下の通り9項目、同封のCD-ROM内に収めております。

1) 精神科医Kによる「精神障害とは認められない」旨の診断書の画像

- * 解説:入院当初から精神障害とは認められないという会話の末、2005年8月6日、精神科医Kに書いていただいた診断書です。

CD-ROM内のファイル名:

画像¥診断書¥精神科医Kによる診断書.JPG
(JPEG フォーマット)

2) 住居侵入、及び逮捕監禁行為実行時の映像(文字解説付き映像)

- * 解説:告訴人の母親及び身元不明の4人の男性の家宅侵入直後から、拉致の瞬間までの映像
- * に文字解説を加えた映像になります。

CD-ROM内のファイル名:

映像及び音声¥逮捕監禁犯行に関する解説付き映像及び音声¥住居侵入と逮捕監禁時の映像_解説付き.wmv
(Windows Media フォーマット)

3) 住居侵入、及び逮捕監禁行為実行時の映像(未編集映像)

- * 解説:告訴人の母親及び身元不明の4人の男性の家宅侵入直後から、拉致の瞬間までの映像

* の未編集ファイル(2ファイル)です。

CD-ROM内のファイル名:

映像及び音声¥逮捕監禁時の未編集映像及び音声¥住居侵入と逮捕監禁時の映像記録その1.AVI
(AVI フォーマット)

及び

映像及び音声¥逮捕監禁時の未編集映像及び音声¥住居侵入と逮捕監禁時の映像記録その2.AVI
(AVI フォーマット)

4) 住居侵入、及び逮捕監禁行為実行時の音声記録(未編集音声)

- * 解説:母一人が尋ねてきたと装い、告訴人が部屋にいるのかどうか知りえないはずにも関わらず、
- * 録音されているだけで約30分に渡り、呼び鈴を鳴らし、ドアを叩き、騒ぎ立て、その後、鍵を開け、
- * チェーンキーを破壊し、告訴人の母、次に身元不明の4人の男性が不法侵入を行い、告訴人を拉致
- * するまでの様子を収めた音声記録です。後者の音声ファイルには、チェーンキー切断時の音も収めら
- * れています。尚、告訴人が居留守を装ったのは、2005年3月より、告訴人の母親が「薬を飲めば全て消
- * える」「見えない集団に追われている」といった言葉のみを繰り返すようになったため、告訴人から母親
- * に、「何かあれば連絡はこちらからする」と伝えておいたにもかかわらず、訪ねてきたためです。

CD-ROM内のファイル名(2ファイル):

映像及び音声¥逮捕監禁時の未編集映像及び音声¥母だけが訪ねてきたと偽り呼び鈴を鳴らし続けている音声
記録.wav

(WAVE サウンド フォーマット:オリジナルのICレコーダーによる音声記録を、ファイル形式のみ変換しました)

及び

映像及び音声¥逮捕監禁時の未編集映像及び音声¥母だけが訪ねてきたと偽りチェーンキーを破壊し告訴人
を拉致したその後までの音声記録.wav

(WAVE サウンド フォーマット:オリジナルのICレコーダーによる音声記録を、ファイル形式のみ変換しました)

5) 切断されたチェーンキーの画像

- * 解説:住居侵入の際に切断されたチェーンキーを後日撮影した画像です。

CD-ROM内のファイル名(3ファイル):

画像¥住居侵入及び逮捕監禁関連の画像¥切断されたチェーンキー01.JPG
(JPEG フォーマット)

及び

画像¥住居侵入及び逮捕監禁関連の画像¥切断されたチェーンキー02.JPG
(JPEG フォーマット)

及び

画像¥住居侵入及び逮捕監禁関連の画像¥チェーンキーを切断した際についたと考えられる傷.JPG
(JPEG フォーマット)

6) 逮捕監禁実行時に、告訴人が怪我を負わされ、告訴人の着ていた衣服についた血痕の画像

- * 解説:告訴人部屋から引きずり出され、階段を引きずり下ろされた際に怪我を負わされ、付いた血痕です。

CD-ROM内のファイル名(3ファイル):

画像¥住居侵入及び逮捕監禁関連の画像¥4月14日拉致時の告訴人の血痕01.JPG
(JPEG フォーマット)

及び

画像¥住居侵入及び逮捕監禁関連の画像¥4月14日拉致時の告訴人の血痕02.JPG
(JPEG フォーマット)

及び

画像¥住居侵入及び逮捕監禁関連の画像¥ 4月14日拉致時の告訴人の血痕03.JPG
(JPEG フォーマット)

7) 退院後の母との会話音声記録

- * 解説:前半の会話は、逮捕監禁行為に対して、開き直る態度を取っている告訴人の母と、告訴人との
- * 会話です。この会話は、2005年7月18日、退院後、かつ精神科医Kによる「病気とは認められない」旨の
- * 診断書が書かれる前の会話です。会話の中で触れられている「報告書」とは、告訴人には知らされずに
- * 作成され、決して開示されない、提携会社A作成の「報告書」です。提携会社Aに問い合わせても、誰が
- * 依頼したかも分からない、その「報告書」に関する情報はもうない、という回答文書を得ています。
- * 後半の会話は、精神科医Kが、入院当初から病気とは言えない、という会話の末、診断は白紙撤回
- * するという展開になった後、2005年7月31日、告訴人の母と、告訴人との会話です。

CD-ROM内のファイル名:

映像及び音声¥逮捕監禁犯行に関する解説付き映像及び音声¥退院後の母との会話.wmv
(Windows Media フォーマット)

8) 拉致担当者を隠し、「全て忘れた」「頭真っ白にした」と言い張る母との会話音声記録

- * 解説:2005年9月14日に記録しました、告訴人の母と、告訴人との会話です。告訴人の母は、逮捕監禁
- * を実行した4人の男性について聞いたところ、「全て忘れた」「頭真っ白なんだよ」「その話は一切しない」
- * 「自分の記憶から全部消した」等、社会通念上全く理屈の通らない話をしています。

CD-ROM内のファイル名:

映像及び音声¥逮捕監禁犯行に関する解説付き映像及び音声¥拉致担当者に関する母の証言.wmv
(Windows Media フォーマット)

9) 精神科医Tによる、告訴人に対する診断書を書いていないという書面の画像

- * 解説:精神科医より、2005年11月14日付けで送られてきた書面の画像。『当クリニックが戸崎様の「診断書」
- * を書いたと言う事実はありません』と記載されています。精神科医Tは、2005年3月15日、告訴人の借りて
- * いるマンション(品川区 中延 1-1-1X)に、告訴人の母と押しかけてきた医師であり、告訴人が2005年4月
- * 14日の逮捕監禁実行行為以前に話をした唯一の精神科医です。この時の話は録音されており、「会社を
- * 休むのであれば診断書を書きますから診察に来たらどうですか」という趣旨の話をしたのみです。H病院に
- * て、精神科医D及び精神科医Kからは、この精神科医Tから「診断書」が出ているという話を聞いていました
- * が、精神科医Tが告訴人に対する診断書を書いていないと言う書面を出している以上、精神科医T、または
- * H病院側の医師(精神科医D及び精神科医K)のどちらかが虚偽の証言をしている事となり、つじつまが合い
- * ません。

CD-ROM内のファイル名:

画像¥精神科医Tよりの書面¥精神科医Tによる_診断書を書いていないと言う書面.JPG
(Windows Media フォーマット)

2. 住居侵入罪(刑130条)

前記「1. 逮捕及び監禁罪」の行為には、住居侵入罪に該当する実行行為が含まれます。2005年4月14日、午前10時32分頃、告訴人の両親及び身元不明の4人の男性が、告訴人の同意なく、告訴人の借りているマンションの部屋(品川区 中延 1-1-1X XXXX 202号室)の鍵を告訴人に無断で開け、チェーンキーを切断し、告訴人の借りているマンションの部屋に対して住居侵入を行い、告訴人の退去要求を受けたにもかかわらず、告訴人の借りているマンションの部屋から退去せず、前記「1. 逮捕及び監禁罪」の行為を行いました。従いまして、告訴人の両親、及び身元不明の4人の男性を、住居侵入罪の実行犯として告訴いたします。身元不明の男性4名につきましては、その映像があることから、被告訴人を特定するに足る証拠となると考えております。また、前記「1. 逮捕及び監禁罪」でご説明しました通り、本実行行為の主体である被告訴人におきましては、その違法性、有責性、及び計画性は明らかであり、罰せられて当然の行為です。実行行為日付は、添付のCD-ROM内に収められています入院書類から明らかであり、実行行為時刻は、映像・音声の記録時の、デジタルカメラ及びICレコーダーの時刻記録によるものです。

上記実行行為時の映像、及び音声につきましては、罪名の「1.逮捕及び監禁罪」で挙げました資料の、2)、3)、4)、及び5) とさせていただきます。

3. 医師法違反(医師法20条)、逮捕及び監禁罪(刑220条)

2005年4月14日、午後11時30分頃、H病院において、精神科医Dは、提携会社A作成の「報告書」のみを根拠とし、告訴人に対する診察を全く行わず、告訴人の閉鎖病棟への強制入院(医療保護入院、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第33条2項による)を決定いたしました。告訴人に対する強制的な入院措置が同法第33条2項によるものであることは、精神科医Dによる医療保護入院の通知書面により明らかです。この決定を起点として、2005年4月14日より2005年6月24日までの72日間、告訴人はH病院内の閉鎖病棟(C3病棟)に軟禁され、精神科医Kを主治医とし、治療と称する投薬行為が告訴人に対して行われました。このことは、H病院よりの領収書、及びH病院より発行された薬の処方書面より明らかです。そして告訴人の母の要請により、H病院より株式会社Aに対する診断書が、精神科医Kによって交付されました。これらの行為は、診察無しに閉鎖病棟軟禁を決定し、治療を行い、診断書を交付した行為であり、医師法第20条「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない」の条文に違反した行為です。そして、告訴人のH病院までの移送は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第34条(医療保護入院等のための移送)の条文に違反した行為であること(本書面の「1.逮捕及び監禁罪」にてご説明しております)、診察が全く行われていないことから、「扶養義務者の同意」が認められたとしても、同法第33条2項の適用はできておらず、同法第33条2項の適用を起点とした72日間に渡る閉鎖病棟への軟禁は、告訴人に対する違法な軟禁行為です。従いまして、精神科医D及び精神科医Kを、医師法第20条違反の実行犯、ならびに、逮捕及び監禁罪の実行共同正犯として告訴いたします。

当初より、病気であるという説明、入院の必要な理由の説明ができず、2005年8月6日、主治医であった精神科医Kによって、「病気とは認められない」旨の診断書が出されていること、自ら診察を行わずに入院の決定、及び入院期間の決定をしていることから、その有責性は明らかです。また、精神科医Kによりますと、精神科医Tより「診断書」が出ていたとの話を聞き及んでおりますが、精神科医Tよりは、『当クリニックが戸崎様の「診断書」を書いたと言う事実はありません』という書面を、2005年11月14日付けで頂いておりますので、どちらかの医師の主張が虚偽であることとなります。前記精神科医Tの書面の内容が虚偽である場合には、精神科医Tは、診察をせずに診断書を交付した事になりますので、この場合においては、精神科医Tにおきましても、医師法第20条違反の実行犯となります。

尚、実行行為日付は、添付のCD-ROM内に収められています入院書類から明らかであり、実行行為時刻は、映像・音声の記録時の、デジタルカメラ及びICレコーダーの時刻記録から概算したものです。

上記実行行為に関する画像を、以下の通り、7項目分、同封のCD-ROM内に収めております。

1) 精神科医Kによる「精神障害とは認められない」旨の診断書の画像

- * 解説:入院当初から精神障害とは認められないという会話の末、2005年8月6日、精神科医Kに書いていただいた診断書です。

CD-ROM内のファイル名:

画像¥診断書¥精神科医Kによる診断書.JPG
(JPEG フォーマット)

2) 精神科医Dによる入院診療計画書の画像

- * 解説:2005年4月14日、正午頃、診察の無いまま、精神科医Dによって書かれた「入院診療計画書」です。

CD-ROM内のファイル名:

画像¥H病院入院資料¥ KICX6391_精神科医Dによる入院診療計画書.JPG
(JPEG フォーマット)

3) 告訴人の母が入院に同意した書面の画像

- * 解説:2005年4月14日、精神科医Dが告訴人の母に対する説明担当医師としてサインし、告訴人の母が、
- * 入院の同意としてサインした書面です。この後、医療保護入院(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第33条2項)扱いとされましたが、診察が全く行われていないこと、入院の必要性が説明できて
- * いない事、告訴人が全く落ち着いていた事等、告訴人の母の同意以外の必要事項を全く満たしていない、

- * 違法な医療保護入院が成立した書面です。

CD-ROM内のファイル名:

画像¥H病院入院資料¥ KICX6392_告訴人の母による入院同意のサイン.JPG
(JPEG フォーマット)

4) 精神科医Dによる医療保護入院の通知書面の画像

- * 解説: 2005年4月14日、精神科医Dにより、告訴人に対して渡された、医療保護入院(精神保健及び精神
- * 障害者福祉に関する法律の第33条2項)の通知です。診察が全く行われていないこと、入院の必要性が
- * 説明できていない事、告訴人が全く落ち着いていた事等、告訴人の母の同意以外の必要事項を全く満た
- * していない、違法な医療保護入院の通知です。

CD-ROM内のファイル名:

画像¥H病院入院資料¥ KICX6393_精神科医Dによる医療保護入院通知書33条第2項.JPG
(JPEG フォーマット)

5) H病院発行の領収書の画像

- * 解説: 告訴人が強制的に入院させられた期間の、H病院発行の領収書の画像です。

CD-ROM内のファイル名(9ファイル):

画像¥H病院領収書 フォルダ配下の9つの映像ファイル(KICX4966.JPGより、連番でKICX4974.JPGまで)
(JPEG フォーマット)

6) H病院発行の薬の処方書面の画像

- * 解説: 告訴人が強制的に入院させられた期間の、H病院発行の薬の処方書面です。

CD-ROM内のファイル名:

画像¥H病院入院資料¥KICX6396_H病院での処方.JPG
(JPEG フォーマット)

7) 精神科医Tによる、告訴人に対する診断書を書いていないと言う書面の画像

- * 解説: 精神科医より、2005年11月14日付けで送られてきた書面の画像。『当クリニックが戸崎様の「診断書」
- * を書いたと言う事実はありません』と記載されています。精神科医Tは、2005年3月15日、告訴人の借りて
- * いるマンション(品川区 中延 1-1-1X)に、告訴人の母と押しかけてきた医師であり、告訴人が2005年4月
- * 14日の逮捕監禁実行行為以前に話をした唯一の精神科医です。この時の話は録音されており、「会社を
- * 休むのであれば診断書を書きますから診察に来たらどうですか」という趣旨の話をしたのみです。H病院に
- * て、精神科医D及び精神科医Kからは、この精神科医Tから「診断書」が出ているという話を聞いていました
- * が、精神科医Tが告訴人に対する診断書を書いていないと言う書面を出している以上、精神科医T、または
- * H病院側の医師(精神科医D及び精神科医K)のどちらかが虚偽の証言をしている事となり、つじつまが合い
- * ません。

CD-ROM内のファイル名:

画像¥精神科医Tよりの書面¥精神科医Tによる_診断書を書いていないと言う書面.JPG
(Windows Media フォーマット)

4. 【 補足資料について 】

同封いたしますCD-ROMの「補足映像及び音声」のフォルダには、補足資料といたしまして、株式会社Aの人事部と告訴人の母の証言の矛盾を記録した会話、生活妨害等の事例映像、女性Aとの会話等のファイルを収めてございますので、告訴人の主張を裏付ける資料として、ご参考にさせていただきますと幸いです。

尚、画像として提出させていただきました書面は、全て告訴人の手元でございますので、コピーまたは原本が必要な場合にはその旨ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

以上、ご不明な点などございましたら、お問合せいただけますようお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

2006年2月13日 戸崎 貴裕